

在留資格変更許可申請書の記入方法

1 枚目 申請人等作成用 1

右上の証明書写真には縦が 4cm、横が 3cm で 3 カ月以内に撮影したものを貼ります。裏面には、外国人の氏名を記入します。

以前の在留カードと同じ写真や、パスポートと同じ写真では、入管窓口で撮り直しを指示されます。

1 国籍・地域

申請人（外国人）の国籍・地域を記入します。例：中国、フィリピン。地域は日本が国として認めていない所です。台湾の場合は台湾、香港の場合は中国（香港）と記入します。

2 生年月日

西暦で記入します。昭和、平成などの和暦は記入しないでください。

3 氏名

パスポートに記載されている名前の通りに記入してください。中国人や韓国人のように漢字の名前がある場合は、漢字とアルファベットを併記します。アルファベットしかない名前の場合はアルファベットだけで大丈夫です。

例：王 浩然 Wang Hao ran

4 性別

どちらかの性別に○をつけます。

5 出生地

申請人（外国人）の生まれた国（地域）と都市名を記入します。

例：中国上海市、韓国ソウル市

6 配偶者の有無

どちらかに○をつけます。

7 職業

申請人（外国人）の職業を記入します。

例：会社員、自営業、無職、学生

8 本国における居住地

申請人（外国人）の本国の住所を記入します。

例：中国広東省仏山市禅城区石湾○○○

9 住居地

基本的には日本人と同居する住所を記入します。(住民票通りに記載してください。)

電話番号は固定電話がある場合は記入します。ない場合はなしと記入します。無くても空欄ではなくなしと記入します。

10 旅券

(1)にはパスポート番号、(2)にはパスポートの有効期限を記入します。パスポートを申請中の場合は、申請中と記入します。

11 現に有する在留資格

現在持っている在留資格の種類を書きます。在留カードの表面に記載があります。

例：技術・人文知識・国際業務、技能、留学など

12 在留カード番号

在留カードの番号を記載します。在留カードの表面に記載があります。

13 希望する在留資格

日本人と結婚をするので日本人の配偶者等と記入します。

「在留期間」の欄には希望する在留期間を記入します。1番長い5年と記入しても構いませんが、希望の期間になるわけではありません。入管の審査によって決まります。

14 変更の理由

基本的に別紙に記入するので日本人〇〇と結婚したため大丈夫です。

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無

処分を受けたことなので、懲役や罰金などが該当します。万引きなどで逮捕されても処分(罰金など)が科されていないければ記入は不要です。有る場合は具体的内容を記入します。

16 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)および同居者

申請人(外国人)の親族(兄弟や子など)が既に日本にいる場合は記入します。いる場合、在留カード番号や、勤務先の社名や、通学先の学校名などを記入します。

日本人配偶者のことはもちろん記入しますが、同居者がいる場合は記入します。日本人の配偶者の両親と同居する場合などは、両親の情報を記入することになります。日本人は在留カードをもっていないので空欄にするのではなく、該当なしと記入します。